特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害者福祉事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は障害者福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和5年5月22日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 障害者福祉事務 ①事務の名称 【身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳】 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に関する事務、精神保健及び精神障害者福祉に関する法 律に基づく精神障害者保健福祉手帳に関する事務を行っている。特定個人情報ファイルを取り扱う事務 は以下のとおり。 ①手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関す る事務 ②手帳の返還に関する事務 ③手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその 届出に対する応答に関する事務 ⑤手帳の再交付に関する事務 【特別障害者手当/障害児福祉手当/経過的福祉手当】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当/障害者福祉手当、国民年金法等 の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七 条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく経過的福祉手当に関する 事務を行っている。特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 ①障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実につ いての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (特別障害者手当/障害児福祉手当) ②氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその 届出に対する応答に関する事務(特別障害者手当/障害児福祉手当/経過的福祉手当) 【日常生活用具/補装具/更生医療/育成医療/精神医療/自立支援給付(障害児通所支援を含 む)/地域生活支援事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、自立支援給付の支給又は 地域生活支援事業の実施に関する事務、児童福祉法に基づく、障害児通所給付費、特例障害児通所 給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障 害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務を行っている。特定個人情報ファ ②事務の概要 イルを取り扱う事務は以下のとおり。 ①自立支援給付の支給に関する事務 ②自立支援給付の支給決定の変更に関する事務 ③地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ⑥通所給付決定の変更に関する事務 ⑦障害福祉サービスの提供に関する事務 ⑧費用の徴収に関する事務 ⑨地域生活支援事業の実施に関する事務 【特別児童扶養手当】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する事務を行ってい る。特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 ①特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査 又はその請求に対する応答に関する事務 ②特別児童扶養手当証書に関する事務 ③未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関 する事務 ④手当の額の改定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関 する事務 ⑤届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 【障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収】 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入 所に関する事務を行っている。特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。

障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収に関する事務

障害者福祉システム 中間サーバ 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)

2. 特定個人情報ファイル名

障害者福祉情報ファイル

③システムの名称

3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、46、47、84 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号) 第8、11、12、14、25、37,38、60条						
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携							
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(実施する)(実施しない)(3)未定						
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二の16、26、27、28、31、54、55、56の2、57、79、87 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める 事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という) 第12、19、20、21、22、28、29、30、31、42、44条 (情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二の10、11、20、53、66、67、68、108、109、110 別表第二省令第9、10、14、27、37、38、38の2、55、55の2、55の3条						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	健康福祉部社会福祉課						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関						
_							
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求						
請求先	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 総務部 総務課						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 豊岡市役所 健康福祉部 社会福祉課						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人。	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			31年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成31年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実	項目評価語		重占項 目	評価書∇け全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 項目評価書において、は	び全項目評価書	
載されている。		20° CIQC C10 C10 =	上小公口				
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシスラ	一ムを通	じた入手を除	く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や	情報提供ネットワー	クシステ	ムを通じた提供]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[〕内部監査	[] 外部	监査	
9. 従業者に対する教育・	答						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更固定	<u>項目</u>	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属	課長 白石 嘉一	課長	事後	
令和1年6月25日	長の役職名 Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱 人数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
		【身体障害者手帳】			
		身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に 関する各種事務を行っている。特定個人情報 ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、その 申請に係る事実についての審査又はその申請			
		に対する応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事 務 ④氏名の変更又は居住地の移転に関する届出	【身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳】 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に 関する事務、精神保健及び精神障害者福祉に	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	の受理、その届出に係る事実についての審査又 はその届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務 【精神障害者保健福祉手帳】	関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳に 関する事務を行っている。特定個人情報ファイル を取り扱う事務は以下のとおり。 ①手帳の交付の申請の受理、その申請に係る 事実についての審査又はその申請に対する応		
事務の概要	事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に 基づく精神障害者保健福祉手帳に関する各種 事務を行っている。特定個人情報ファイルを取り 扱う事務は以下のとおり。	答に関する事務 ②手帳の返還に関する事務 ③手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更又は居住地の移転に関する届出 の受理、その届出に係る事実についての審査又		
		①精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務	はその届出に対する応答に関する事務 ⑤手帳の再交付に関する事務		
		③精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に 関する事務 ④氏名の変更又は居住地の移転に関する届出 の受理、その届出に係る事実についての審査 はその届出に対する応答に関する事務 ⑤精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する 事務			
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情 ☆和1年6月25日 報ファイルを取り扱う事務 ②	正等福祉サービス、障害者支援施設等への入 所等の措置又は費用の徴収] 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の障害者福祉法の障害福祉性サービスの提供又は障害者支援施設等への入所に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 ()。 ()。 ()。身体障害者福祉法の障害福祉サービスの提	【障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収】 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等 への入所に関する事務を行っている。特定個人	事後	
事務の概要	事務の概要	(リタ) 中半日も油社ムの4戸も油土 アースルルタ は、大型の後収に関する事務 (契用の後収に関する事務 (契知的障害者社社法の障害福祉サービスの提供 (共工は障害者支援施設等への入所等の措置及 び費用の徴収に関する事務	情報アアイルを取り扱う事務は以下のとおり。 陳書福祉サービスの提供又は障害者支援施設 等への入所等の措置及び費用の徴収に関する 事務		
令和1年6月25日	I関連情報 3.個人番号の 利用 法令上の根拠	31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の8、 11、12、14、34、46、47、84の項 2. 行政手続における特定の項人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年内	番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、46、47、84 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務省 今で定める事務を定める命令(平成26年内閣府 総務省令第5号) 第8、11、12、14、25、37、38、 60条	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策 1. 提出する特 定個人情報保護評価書の種 類		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		十分である	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用		十分である	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		十分である	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続		十分である	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策 8. 監督		〇自己点検	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策 9. 従業者に対 する教育・啓発		十分に行っている	事後	
令和2年3月23日	公表日	令和元年6月28日	令和2年3月27日	事前	再実施
令和3年8月26日	I -4	(情報提供) 番号法第19条第7項 (情報照会)	(情報提供) 番号法第19条第8号 (情報照会)	事前	令和3年9月1日施行の法改正 に伴うもの
令和3年8月26日	公表日	番号法第19条第7項 令和2年3月27日	番号法第19条第8号 令和3年9月1日	事前	
令和5年5月11日	I 関連情報 4. 情報提供	で	7 刊3年9月1日 (情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二の10、11、20、 53、66、67、68、108、109、110 別表第二省令第9、10、14、27、37、38、38の2、 55、55の2、55の3条	事後	